

鹿 児 島 県 公 報

令和3年4月16日（金）第200号の3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○薩南海岸県立自然公園の指定（※）	（自然保護課取扱い）	1
○薩南海岸県立自然公園計画の決定及び概要	（自然保護課取扱い）	1
○薩南海岸県立自然公園区域内における特別地域の指定（※）	（自然保護課取扱い）	2
○坊野間県立自然公園区域の変更（※）	（自然保護課取扱い）	2
○坊野間県立自然公園の公園計画の変更及び概要	（自然保護課取扱い）	3
○坊野間県立自然公園区域内における特別地域の変更（※）	（自然保護課取扱い）	5

告 示

鹿児島県告示第556号

県立自然公園条例（昭和33年鹿児島県条例第27号）第5条第1項の規定により、次の区域を薩南海岸県立自然公園に指定する。

なお、この県立自然公園の区域図は、鹿児島県環境林務部自然保護課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年4月16日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 区域の所在地
枕崎市、指宿市及び南九州市
- 2 区域
（陸域）
枕崎市内国有林鹿児島森林管理署84林班の一部及びその地先海岸
枕崎市板敷南町、岩戸町、白沢西町、白沢東町及び仁田浦町の各一部並びに各地先海岸
南九州市穎娃町郡、穎娃町御領、穎娃町別府、穎娃町牧之内、知覧町塩屋及び知覧町南別府の各一部並びに各地先海岸
（海域）
枕崎市、指宿市及び南九州市の地先海面の一部
- 3 区域図（省略）

鹿児島県告示第557号

県立自然公園条例（昭和33年鹿児島県条例第27号）第6条第1項の規定により、薩南海岸県立自然公園に関する公園計画を決定したので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この公園計画を記載した図書は、鹿児島県環境林務部自然保護課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年4月16日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保護のための規制に関する計画
特別地域の指定

指 定 す る 区 域	特 別 地 域 の 区 分
枕崎市及び南九州市の各一部	第2種特別地域，第3種特別地域

2 利用のための施設に関する計画

(1) 単独施設

施 設 箇 所	施設の種類	施 設 の 位 置
大野岳公園	園地	南九州市穎娃町郡
松ヶ浦シーサイドパーク	水泳場	南九州市知覧町南別府
御茶屋の場公園	園地	南九州市知覧町塩屋
戸柱公園	園地	南九州市穎娃町別府
番所鼻自然公園	園地	南九州市穎娃町別府
瀬平公園	園地	南九州市穎娃町郡

(2) 車道

路 線 名	区 間
市道瀬谷大野岳線	起点：南九州市穎娃町郡 終点：南九州市穎娃町郡（大野岳山頂付近）

(3) 歩道

路 線 名	区 間
大野岳山頂線	起点：南九州市穎娃町郡 終点：南九州市穎娃町郡（大野岳山頂）
シーホーウォーク	起点：南九州市穎娃町別府（釜蓋神社） 終点：南九州市穎娃町別府（穎娃漁港）

3 公園計画図（省略）

鹿児島県告示第558号

県立自然公園条例（昭和33年鹿児島県条例第27号）第18条第1項の規定により，薩南海岸県立自然公園の区域内に次のとおり特別地域を指定する。

なお，この特別地域の区域図は，鹿児島県環境林務部自然保護課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年4月16日

鹿児島県知事 塩田康一

1 特別地域の区域

特別地域の区分	指 定 す る 区 域
第2種特別地域	枕崎市板敷南町，岩戸町，白沢西町，白沢東町及び仁田浦町の各一部並びに各地先海岸 南九州市穎娃町郡，穎娃町御領，穎娃町別府，穎娃町牧之内，知覧町塩屋及び知覧町南別府の各一部並びに各地先海岸
第3種特別地域	南九州市穎娃町郡及び穎娃町牧之内の各一部

2 特別地域の区域図（省略）

鹿児島県告示第559号

県立自然公園条例（昭和33年鹿児島県条例第27号）第5条第1項の規定により，坊野間県立自然公園の区域（昭和28年3月31日鹿児島県告示第266号をもって指定）を次のとおり変更する。

なお，変更後の区域図は，鹿児島県環境林務部自然保護課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年4月16日

鹿児島県知事 塩田康一

1 変更後の区域の所在地

枕崎市及び南さつま市

2 変更後の区域

枕崎市火之神町，火之神岬町及び火之神北町の各一部

枕崎市火之神町及び火之神岬町の地先海岸

南さつま市大浦町，笠沙町赤生木，笠沙町片浦，坊津町秋目，坊津町久志，坊津町泊及び坊津町坊の各一部並びにその地先海岸

これらの地域の地先海面

3 変更後の区域図（省略）

鹿児島県告示第560号

県立自然公園条例（昭和33年鹿児島県条例第27号）第6条第1項の規定により，坊野間県立自然公園に関する公園計画を変更したので，その変更後の概要を次のとおり告示する。

なお，変更後の公園計画を記載した図書は，鹿児島県環境林務部自然保護課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年4月16日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保護のための規制に関する計画

(1) 特別地域の指定

指 定 す る 区 域	特 別 地 域 の 区 分
枕崎市及び南さつま市の各一部	第2種特別地域
南さつま市の一部	第3種特別地域

(2) 採取等規制植物の指定

科 名	種 名
マツバラシ	マツバラシ
ホングウシダ	ウチワホングウシダ
イノモトソウ	ヤクシマハチジョウシダ
	ヤワラハチジョウシダ
チャセンシダ	オオタニワタリ
オシダ	ムラサキベニシダ
ウラボシ	コマチイワヒトデ
ナデシコ	カワラナデシコ
キンポウゲ	オキナグサ
ウマノスズクサ	キンチャクアオイ
	サツマアオイ
	サンヨウアオイ
ベンケイソウ	サツママンネングサ
	ツメレンゲ
	ナガサキマンネングサ
バラ	コゴメイワガサ
	ツチグリ
マメ	シロヤマハギ
ツゲ	タイワンアサマツゲ
リンドウ	センブリ
ガガイモ	スズサイコ
	ナンゴクカモメヅル
アカネ	ヘツカニガキ
シソ	ニガクサ
	ヤマジソ
ゴマノハグサ	シコクママコナ
	ホソバヒメトラノオ
イワタバコ	イワギリソウ

キキョウ	ツルギキョウ
キク	イワギク
	オカオグルマ
	チョウセンノギク
	ヒナヒゴタイ
	ヤナギアザミ
ユリ	オオバギボウシ
	タマムラサキ
	ナンゴクヤマラッキョウ
	ノヒメユリ
	ホウチャクソウ
ヤマノイモ	ツクシタチドコロ
イグサ	ハナビゼキショウ
イネ	ウンヌケモドキ
	オオアブラススキ
	チョウセンガリヤス
カヤツリグサ	ケタガネソウ
	ツルナシオオイトスゲ
	モエギスゲ
	ヤワラミヤマカンスゲ
ラン	ウスギムヨウラン
	エビネ
	オキナワチドリ
	カキラン
	カゲロウラン
	カゴメラン
	ガンゼキラン
	キエビネ
	キヌラン
	キリシマエビネ
	キンラン
	クマガイソウ
	ジガバチソウ
	シュスラン
	シュンラン
	セッコク
	ダルマエビネ
	ナギラン
	ヒナラン
	フウラン
	マメヅタラン
	ムカゴソウ
	ムギラン
	ヤクシマアカシュスラン
	ヤクシマネッタイル
	ヤマトキソウ
	ユウシュンラン

2 利用のための施設に関する計画
歩道

路 線 名	区 間
亀ヶ丘	起点：南さつま市坊津町秋目（長瀬・県立自然公園境界） 終点：南さつま市大浦町（大川路山・県立自然公園境界）
野間岳登山道	起点：南さつま市笠沙町片浦（野間神社・県立自然公園境界） 終点：南さつま市笠沙町片浦（笠沙町片浦・県立自然公園境界）

3 公園計画図（省略）

鹿児島県告示第561号

県立自然公園条例（昭和33年鹿児島県条例第27号）第18条第1項の規定により，坊野間県立自然公園の特別地域の区域（昭和32年4月15日鹿児島県告示第304号をもって指定）を次のとおり変更する。

なお，変更後の特別地域の区域図は，鹿児島県環境林務部自然保護課及び関係市役所に備えて縦覧に供する。

令和3年4月16日

鹿児島県知事 塩田康一

1 変更後の特別地域の区域

特別地域の区分	変 更 後 の 区 域
第2種特別地域	枕崎市内有林鹿児島森林管理署84林班の一部及びその地先海岸 枕崎市火之神町及び火之神岬町の各一部並びにこれらの地先海岸 南さつま市笠沙町片浦，坊津町久志，坊津町泊及び坊津町坊の各一部並びにこれらの地先海岸
第3種特別地域	南さつま市大浦町及び笠沙町片浦の各一部

2 変更後の特別地域の区域図（省略）